



「働くことを軸とする安心社会 一まもる・つなぐ・創り出す」 運動の実践へ

日本労働組合総連合会沖縄県連合会
会長 東 盛 政 行

昨年11月30日に連合沖縄が結成されて30周年を迎え、連合がめざす社会と運動の再構築として、取り巻く環境の変化に対応する新たな連合ビジョン「働くことを軸とする安心社会 一まもる・つなぐ・創り出す」を策定し邁進することになりました。

連合が未来に向かいめざす社会像とは、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力ある参加型社会です。加えて「持続可能性」と「包摂」を基底に置き、年齢や性、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会です。

現在、県内の観光産業を中心にサービス業や建設業、運輸業等好調な経済情勢の中で労働力不足が深刻化していますが、この県内経済を持続的なものにしていくには、労働者一人ひとりが働きがいを持って能力を十分に発揮でき、健康で働き続けることのできる職場環境を構築し、労使双方にとって「人材の確保」と「人材育成」に向けた職場の基盤整備が不可欠といえます。

また、県内の企業の9割は中小企業・小規模事業者といわれ、「働き方改革関連法」の施行で法令遵守が求められてきますが、労務管理が出来ていない企業も多く、職場・事業所における労働者の「働き方」を取り巻く環境について正しくワークルールを学び理解して

いく機会も「労使」が一体となって積極的に取り組まなければならないと思います。

このような就労状況を改善していくには、すべての働く者の賃金の「底上げ」「格差是正」であり「底支え」によって改善をはかり企業の離職率や人手不足解消につながり、生産性の向上に結び付くこととなります。

連合沖縄は、社会に広がりのある運動を創り上げるとともに、積極的に社会的対話を通じて、様々な課題の解決に着実に取り組み、「働くこと」に軸を置いた働く仲間一人ひとりの尊厳とくらしを「まもり」、働く仲間と地域社会を「つなぎ」、地域社会・経済の新たな活力を「創り出す」ことで、すべての働く仲間・生活者の身近な存在として、助けが必要なときに寄り添い、ともに進み、頼りになる拠りどころへ取り組む決意です。

そして「働くことを軸とする安心社会」を支える基盤として、公正・公平な制度の確立を求め、企業における社会的責任の履行促進と新たな時代に相応しい生産性運動の深化により、所得再分配機能の強化をはかり、公平な負担による分かち合う社会の実現に向けて、産業・雇用の創出と持続的成長、自然災害への備えと人口減少・超少子高齢化時代に対応できる地域づくりを推進していくために「公労使」が知恵を出し合い、実践していくためのプラットフォームを構築していけるよう取り組んでいきます。

令和元年（2019年）労働組合基礎調査結果の概要

1 労働組合及び労働組合員の状況

令和元年6月30日現在における沖縄県の労働組合数は482組合、労働組合員数は57,950人で、前年に比べ、労働組合数は3組合の減（△0.6%）、労働組合員数は676人の増（1.2%）となった。

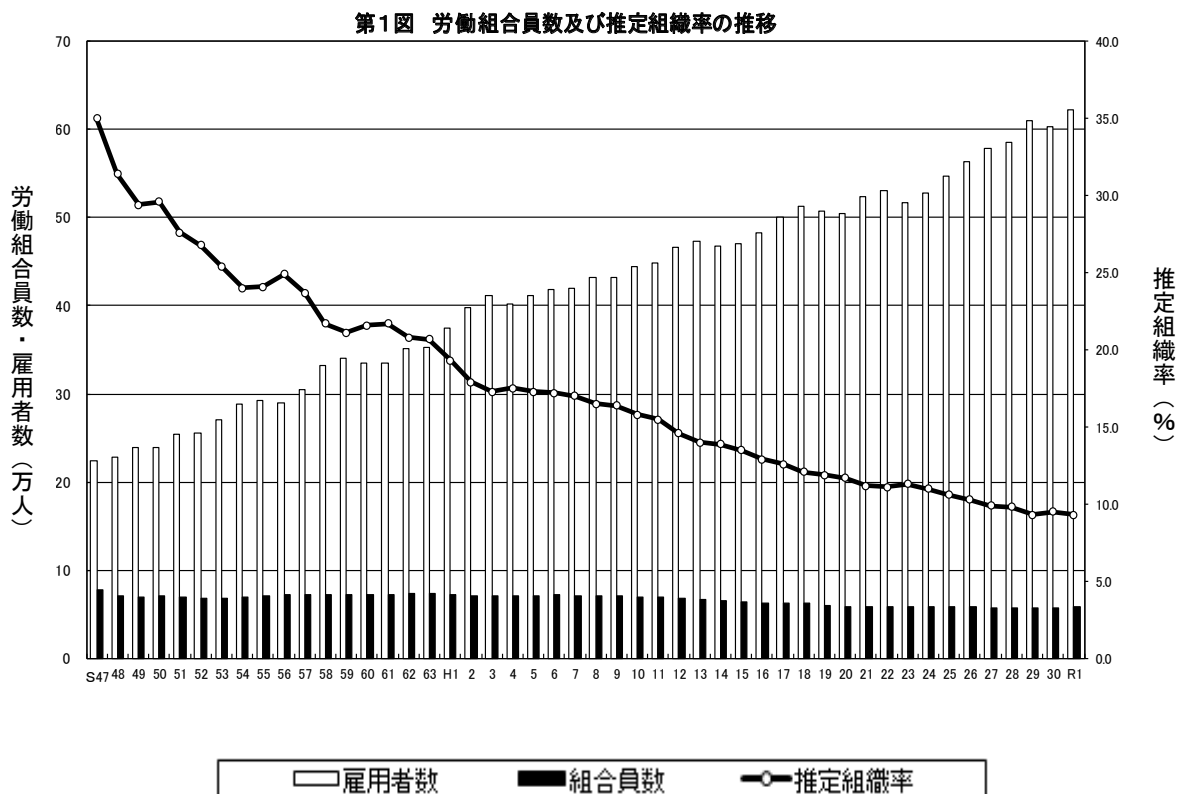
また、推定組織率は、9.3%となり、前年より0.2ポイントの低下となった。

（第1表、第1図）

第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	雇用者数	推定組織率 (%)	対前年増減数		対前年増減率 (%)	
					組合数	組合員数	組合数	組合員数
26	497	58,034	563,000	10.3	△ 2	△ 115	△ 0.4	△ 0.2
27	497	57,069	579,000	9.9	0	△ 965	0.0	△ 1.7
28	500	57,155	585,000	9.8	3	86	0.6	0.2
29	489	56,961	610,000	9.3	△ 11	△ 194	△ 2.2	△ 0.3
30	485	57,274	603,000	9.5	△ 4	313	△ 0.8	0.5
令和元年	482	57,950	622,000	9.3	△ 3	676	△ 0.6	1.2

（注） 1. 「雇用者数」は、「労働力調査」の各年6月分の数値である。



2 産業別の状況

労働組合員数を産業別にみると、「公務」が最も多く、10,528人(全体の18.2%)、次いで、「卸売業、小売業」が6,826人(同11.8%)、「金融業、保険業」が5,818人(同10.0%)、「医療、福祉」が5,783人(同10.0%)、「教育、学習支援業」が5,685人(同9.8%)、「サービス業（他に分類されないもの）」が5,682人(同9.8%)の順となっている。

労働組合員数の増加が大きかった産業は、「運輸業、郵便業」が730人、「金融業、保険業」が174人となっている。減少が大きかった産業は「公務（他に分類されるものを除く）」が353人、「教育、学習支援業」と「サービス業（他に分類されないもの）」が63人であった。（第2表）

第2表 産業別組合数、労働組合員数

産 業	労働 組合数	労働 組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全 産 業	482	57,950	100.0	100.0	△ 3	676	△ 0.6	1.2
農業、林業、漁業	1	10	0.2	-	0	0	0.0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0	0.0	0	0	-	-
建設業	15	1,711	3.1	3.0	0	114	0.0	7.1
製造業	39	1,486	8.1	2.6	0	21	0.0	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	28	2,114	5.8	3.6	0	1	0.0	0.0
情報通信業	22	1,870	4.6	3.2	1	7	4.8	0.4
運輸業、郵便業	67	4,967	13.9	8.6	0	730	0.0	17.2
卸売業、小売業	35	6,826	7.3	11.8	△ 1	161	△ 2.8	2.4
金融業、保険業	39	5,818	8.1	10.0	0	174	0.0	3.1
不動産業、物品賃貸業	7	220	1.5	0.4	0	0	0.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	12	405	2.5	0.7	0	1	0.0	0.2
宿泊業、飲食サービス業	12	1,028	2.5	1.8	0	23	0.0	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	2	33	0.4	0.1	0	△ 1	0.0	△ 2.9
教育、学習支援業	26	5,685	5.4	9.8	△ 1	△ 63	△ 3.7	△ 1.1
医療、福祉	37	5,783	7.7	10.0	0	△ 20	0.0	△ 0.3
複合サービス事業	41	3,684	8.5	6.4	△ 1	△ 53	△ 2.4	△ 1.4
サービス業（他に分類されないもの）	10	5,682	2.1	9.8	△ 1	△ 63	△ 9.1	△ 1.1
公務（他に分類されるものを除く）	87	10,528	18.0	18.2	0	△ 353	0.0	△ 3.2
分類不能の産業	2	100	0.4	0.2	0	△ 3	0.0	△ 2.9

- (注) 1. 「分類不能の産業」は、複数の産業の労働者で組織されている労働組合である。
 2. 「-」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表象単位に満たない数値、又は算出できない数値である。

3 企業規模別（民営企業）の状況

民営企業の労働組合員数は、33,301人で、前年に比べ1,138人増加（3.5%）した。

これを企業規模別にみると、1,000人以上規模が18,204人（全体の54.7%）、次いで、100～299人規模が6,275人（同18.8%）、300～999人規模が4,514人（同13.6%）、30～99人規模が2,501人（同7.5%）となっている。（第3表）

第3表 企業規模別（民営企業）組合数、組合員数

企業規模	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	369	33,301	100.0	100.0	△ 1	1,138	△ 0.3	3.5
1,000人以上	108	18,204	29.3	54.7	△ 1	963	△ 0.9	5.6
300人～999人	37	4,514	10.0	13.6	0	△ 118	0.0	△ 2.5
100人～299人	88	6,275	23.8	18.8	1	161	1.1	2.6
30人～99人	78	2,501	21.1	7.5	0	21	0.0	0.8
29人以下	49	554	13.3	1.7	△ 2	△ 9	△ 3.9	△ 1.6
その他	9	1,253	2.4	3.8	1	120	12.5	10.6

（注）「その他」は、複数の企業の労働者で組織されている労働組合である。

4 適用法規別の状況

適用法規別の労働組合員数をみると、「労組法（労働組合法）」が39,135人（全体の67.5%）、次いで、「地公法（地方公務員法）」13,806人（同23.8%）、「地公労法（地方公営企業等の労働関係に関する法律）」3,116人（同5.4%）の順となっている。

前年に比べ、増加幅が大きかったのは「労組法」1,146人となっている。逆に、減少幅が大きかったのは、「地公労法」439人となっている。（第4表）

第4表 適用法規別組合数、組合員数

適用法規	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	482	57,950	100.0	100.0	△ 3	676	△ 0.6	1.2
労組法	374	39,135	77.6	67.5	△ 2	1,146	△ 0.5	3.0
行労法	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
地公労法	11	3,116	2.3	5.4	1	117	10.0	3.9
国公労	38	1,893	7.9	3.3	0	△ 148	0.0	△ 7.3
地公法	59	13,806	12.2	23.8	△ 2	△ 439	△ 3.3	△ 3.1

注1) 「労組法」は「労働組合法」、「国公労」は「国家公務員法」、「地公法」は「地方公務員法」の略称である。

注2) 「行労法」は「行政執行法人の労働関係に関する法律」の略称で、従来の「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」が平成26年6月13日に改正されたものである。また、「地公労法」は「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の略称である。

5 上部団体別の状況

上部団体別に労働組合員数をみると、「日本労働組合総連合会沖縄県連合会（連合沖縄）」は、41,452人で、前年に比べ873人増加（2.2%）し、労働組合員数全体に占める割合（構成比）は71.5%で、前年より0.6ポイント上昇した。

「沖縄県労働組合総連合（県労連）」は、3,978人で、前年に比べ229人減少（△5.4%）し、構成比は6.9%で、前年より0.4ポイント低下した。

連合沖縄、県労連のいずれにも加盟していない「その他」は、12,520人で、前年より32人の増加（0.3%）、構成比は21.6%で、前年より0.2ポイント低下した。（第5表）

第5表 上部団体別労働組合数及び労働組合員数

産 業	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	482	57,950	100.0	100.0	△ 3	676	△ 0.6	1.2
連合沖縄	321	41,452	66.6	71.5	△ 1	873	△ 0.3	2.2
県労連	42	3,978	8.7	6.9	0	△ 229	0.0	△ 5.4
その他	119	12,520	24.7	21.6	△ 2	32	△ 1.7	0.3

6 パートタイム労働者の状況

パートタイム労働者の労働組合への加入状況をみると、加入労働組合数は70組合、パートタイム労働組合員数は5,527人で、前年に比べ22組合増加（45.8%）し、パートタイム労働組合員数は620人増加（12.6%）となっている。

労働組合員数全体に占めるパートタイム労働組合員数の割合（構成比）は9.5%で、前年に比べ0.9ポイント上昇し、また、推定組織率は3.6%で、前年より0.3ポイント上昇した。（第6表）

第6表 パートタイム労働者の労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)	短時間雇用者数	推定組織率(%)	対前年増減数		対前年増減率(%)	
						組合数	組合員数	組合数	組合員数
26	85	5,350	9.2	138,000	3.9	12	167	16.4	3.2
27	87	5,169	9.1	137,000	3.8	2	△ 181	2.4	△ 3.4
28	72	5,089	8.9	139,000	3.7	△ 15	△ 80	△ 17.2	△ 1.5
29	59	4,915	8.6	146,000	3.4	△ 13	△ 174	△ 18.1	△ 3.4
30	48	4,907	8.6	147,000	3.3	△ 11	△ 8	△ 18.6	△ 0.2
令和元年	70	5,527	9.5	152,000	3.6	22	620	45.8	12.6

（注）「短時間雇用者数」は、「労働力調査」の各年6月分の数値である。

令和2年度 前期技能検定実施計画

【前期 1・2級、単一等級及び3級】

1 検定職種・作業

1 1・2級 (28職種42作業)

職種名	作業名	職種名	作業名	
園芸装飾	室内園芸装飾作業	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	
造園	造園工事作業	タイル張り	タイル張り作業	
機械加工	普通旋盤作業	防水施工	畳製作	
	数値制御旋盤作業		ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	
	フライス盤作業		アクリルゴム系塗膜防水工事作業	
	マシニングセンタ作業		シーリング防水工事作業	
放電加工	ワイヤ放電加工作業		改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業	
鉄工	構造物鉄工作業		F R P防水工事作業	
建築板金	内外装板金作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	
	ダクト板金作業		鋼製下地工事作業	
工場板金	打出し板金作業			ボード仕上げ工事作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業			化粧フィルム工事作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
建設機械整備	建設機械整備作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	表装	壁装作業	
家具製作	家具手加工作業	塗装	木工塗装作業	
建具製作	木製建具手加工作業		建築塗装作業	
印刷	オフセット印刷作業		金属塗装作業	
石材施工	石張り作業	写真	肖像写真デジタル作業	
	石積み作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業	
とび	とび作業			
左官	左官作業			

2 単一等級 (3職種3作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
路面標示施工	溶融 ^ベ イントラッド ^ド マーカー工事作業	産業洗浄	高圧洗浄作業
塗料調色	調色作業		

※路面標示施工 (溶融^ベイントラッド^ドマーカー工事作業) は学科試験のみ

3 3級 (10職種13作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	電子機器組立て	電子機器組立て作業
造園	造園工事作業	建築大工	大工工事作業
機械加工	普通旋盤作業	とび	とび作業
	数値制御旋盤作業	左官	左官作業
	フライス盤作業	塗装	金属塗装作業
	マシニングセンタ作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業
機械検査	機械検査作業		

2 実施日程

項目		試験日程		
実施公示		令和2年3月3日(火)		
受検申請受付		令和2年4月6日(月)から4月17日(金)まで		
実技試験	問題公表	令和2年6月1日(月)		
	実施	令和2年6月8日(月)から8月9日(日)まで★ 令和2年6月8日(月)から9月13日(日)まで		
学科試験		期日	開始時刻	検定職種
		令和2年7月12日(日)★	10:30	園芸装飾・機械加工・電子機器組立て・とび左官
			13:15	造園・機械検査・建築大工・塗装・フラワー装飾
		令和2年8月23日(日)	10:00	造園・サッシ施工・塗装・産業洗浄
			13:15	とび・防水施工
		令和2年8月30日(日)	10:00	機械加工・鉄工・建設機械整備・内装仕上げ施工
			13:15	電子機器組立て・婦人子供服製造・家具製作 建具製作・印刷・左官・畳製作
		令和2年9月2日(水)	10:00	写真
		令和2年9月6日(日)	10:00	園芸装飾・放電加工・電気機器組立て・石材施工 タイル張り・熱絶縁施工・表装
			13:15	建築板金・工場板金・ブロック建築 路面標示施工・塗料調色・フラワー装飾
合格発表		令和2年8月28日(金)★ 令和2年10月2日(金)		

★3級職種が対象

実技試験統一実施日

項目		試験日程		
実技試験		期日	開始時刻	計画立案等作業試験
		令和2年8月23日(日)	13:15	高圧洗浄作業(単一)
		令和2年8月30日(日)	13:15	数値制御旋盤作業(1・2級)
				マシニングセンタ作業(1・2級)
				建設機械整備作業(1・2級)
	令和2年9月6日(日)	13:15	ワイヤ放電加工作業(1級)	

3 実施場所

那覇地域職業訓練センター、その他

【随時2・3級及び基礎級】

1 検定職種・作業 (38 職種 49 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
さく井	ローター式さく井工事作業	パン製造	パン製造作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
機械加工	普通旋盤作業	建築大工	大工工事作業
	数値制御旋盤作業	かわらぶき	かわらぶき作業
	フライス盤作業	とび	とび作業
	マシニングセンタ作業	左官	左官作業
金属プレス加工	金属プレス作業	タイル張り	タイル張り作業
鉄工	構造物鉄工作業	配管	建築配管作業
建築板金	内外装板金作業	型枠施工	型枠工事作業
	ダクト板金作業	鉄筋施工	鉄筋組立て作業
工場板金	機械板金作業	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
仕上げ	機械組立仕上げ作業	防水施工	シーリング防水工事作業
機械検査	機械検査作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業		カーペット系床仕上げ工事作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業		鋼製下地工事作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業		ボード仕上げ工事作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業	表装	壁装作業
家具製作	家具手加工作業	塗装	建築塗装作業
建具製作	木製建具手加工作業		金属塗装作業
印刷	オフセット印刷作業		鋼橋塗装作業
製本	製本作業		噴霧塗装作業
プラスチック成形	射出成形作業		
石材施工	石材加工作業		
	石張り作業		

2 実施期日

実施公示	令和2年3月3日(火)
受検申請受付	随時
実技試験問題公表	随時
試験実施日	令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

新型コロナウイルス感染症関連の相談窓口及び支援策について

1. 労働相談窓口について（労働者・事業主向け）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、労働相談のある方は、(1)～(5)の窓口までご相談ください。

- ・労働者の方 賃金等労働条件に関する相談。退職、解雇労働条件引き下げに関する相談 等
- ・事業主の方 労務管理（賃金の支払い、休業手当の支給等）に関する相談 等

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口（労働者・事業主向け）

開設場所：沖縄労働局雇用環境・均等室（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階）

電話番号：098-868-6060

開設時間：8:30～17:15（土・日・祝日除く）

(2) 一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合の助成（雇用調整助成金）に関する相談窓口（事業主向け）

開設場所：沖縄労働局職業対策課（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階）

電話番号：098-868-3701

開設時間：8:30～17:15（土・日・祝日除く）

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休校等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するための助成等（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金）に関する相談窓口

問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

電話：0120-60-3999、受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

(4) 沖縄県女性就業・労働相談センター（労働者・事業主向け）

開設場所：労働相談窓口（那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階グッジョブセンターおきなわ内）

電話番号：0120-610-223（フリーダイヤル）

開設時間：9:00～19:00（日・祝日除く）

(5) グッジョブ相談ステーション（事業主向け）

開設場所：雇用に関する相談窓口（那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階グッジョブセンターおきなわ内）

電話番号：098-941-2044

開設時間：9:00～17:00（土・日・祝日除く）

2. その他経営全般に関する経営相談窓口について（事業主向け）

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業経営に影響を受ける又はその恐れのある中小企業・小規模事業者等を対象として、県内の中小企業支援機関に「経営相談窓口」が設置されています。

これらの窓口では、売上の回復、販路開拓等に向けた助言・指導、事業計画の策定支援など、経営全般に関する各種相談に対応しておりますので、ぜひご活用ください。

- ・沖縄県商工会連合会 TEL：098-859-6150（※その他、各地域の商工会でも相談対応しています。）
- ・那覇商工会議所 TEL：098-868-3758
- ・浦添商工会議所 TEL：098-877-4606
- ・沖縄商工会議所 TEL：098-938-8022
- ・宮古島商工会議所 TEL：0980-72-2779
- ・沖縄県中小企業団体中央会 TEL：098-860-2525

- ・ 沖縄県中小企業支援センター（沖縄県産業振興公社） TEL：098-859-6237
- ・ 沖縄県よろず支援拠点 TEL：098-851-8460
- ・ 中小機構 沖縄事務所 TEL：098-859-7566
- ・ 沖縄振興開発金融公庫（本店） TEL：098-941-1795 （※その他、各支店でも相談対応しています）
- ・ 商工中金 那覇支店 TEL：098-866-0196
- ・ 沖縄県信用保証協会 TEL：098-863-5300
- ・ 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口（沖縄総合事務局中小企業課） TEL：098-866-1755

※ 上記以外にも、県内の各銀行・信用金庫等の金融機関においても、金融支援等の経営相談に対応しています。

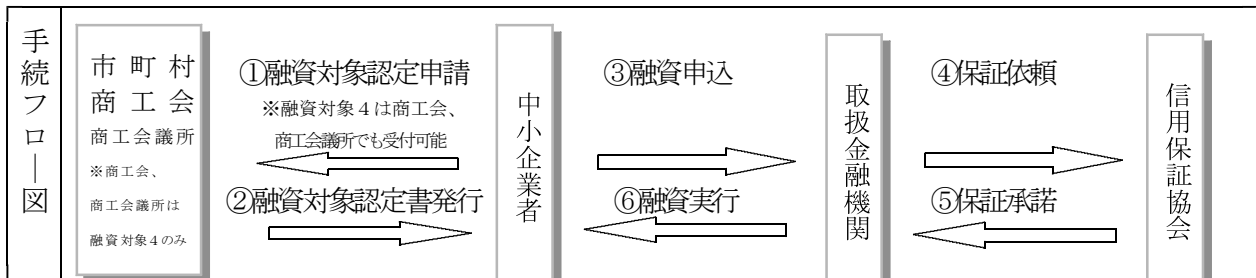
3. 中小企業等向け支援策について

(1) 中小企業セーフティネット資金（県融資制度）

県では、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業の皆様に金融支援を行うため、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象4（災害等被害対応貸付）、融資対象5（セーフティネット保証4号のみ）、融資対象6（危機関連保証）の取扱いを下記のとおり行います。

記

- 1 融資対象者
事業歴が1年以上で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等
- 2 融資対象となる地域 沖縄県内の全市町村
- 3 資金使途 災害等被害対応に係る事業資金
- 4 融資限度額 運転・設備併せて3,000万円（融資対象4は一般保証枠適用、融資対象5、6は一般保証枠と別枠の保証枠を適用）
- 5 融資期間 運転7年（据置1年）、設備10年（据置1年）
- 6 融資利率 融資対象4：0.90%、融資対象5、6：0.80%
- 7 保証料率 0%（保証料については県が全額負担致します）
- 8 金融機関への融資申込期間 令和2年2月3日から（設備資金は令和2年3月18日から）
- 9 融資申込みの方法
 - ① 融資対象4
市町村長若しくは商工会会長（商工会議所会頭）から融資対象認定書を取得後、当該認定書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。
 - ② 融資対象5、6
市町村長から認定書を取得後、当該認定書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。
- 10 取扱金融機関
琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫
沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行



【問合せ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課（金融班）

電話：098-866-2343 FAX：098-861-4661

※最寄りの市町村商工担当課、商工会若しくは商工会議所でも相談可能です。

※商工会、商工会議所に会員加入していなくても相談可能です。

(2) 雇用調整助成金(沖縄労働局)

(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020310企01



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

【問い合わせ先】

沖縄労働局 職業対策課 TEL : 098-868-3701

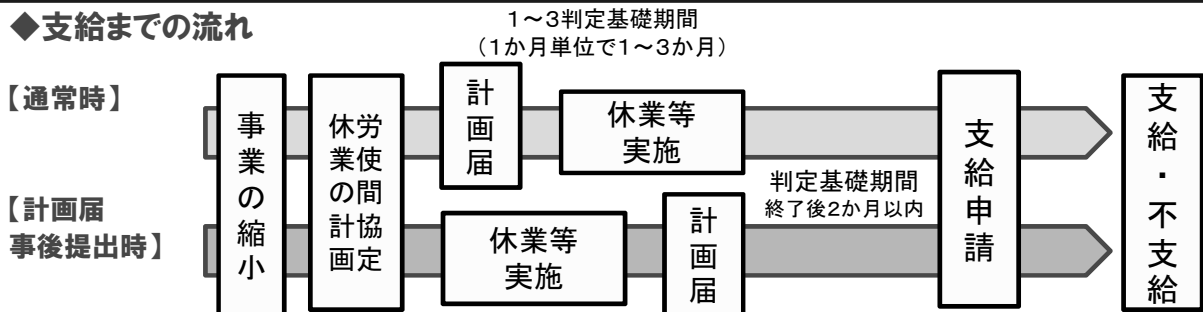
住所 : 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 1号館 3階

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在） ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定されます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。（※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。）
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。
【添付】労使協定書	・ 労使協定書 ・ 労働者代表確認書類
【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は届出前月の数値で確認します。)	・ 生産指標（売上高等）のわかる書類 ・ 所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類 等



◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ①休業の実施予定時期・日数、②休業の時間数、
- ③対象となる労働者の範囲及び人数、④休業手当額の算定基準

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること。

詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。
支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「ハゆう」ちゃん

正社員と比べて、こんな差ありませんか？



「仕方がない…」と諦める前に

パートタイム労働者・有期雇用労働者は
正社員との間の待遇差について
事業主に説明を求めることができるようになります。

パートタイム・有期雇用労働法
2020年4月1日施行

中小企業は2021年4月1日適用

詳しくは裏面へ▶



厚生労働省

問い合わせ・相談先

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

パート・有期労働ポータルサイトでも情報を提供しています。
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp>

パートタイム・有期雇用労働法のポイント

1. 不合理な待遇差が禁止されます

事業主は、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の目的や性質に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。

2. 待遇差の内容や理由について説明を求められるようになります

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、事業主に説明を求めることができます。また、説明を求めた労働者に対する不利益取扱いが禁止されます。

ご相談ください!!



3. 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます

都道府県労働局で、無料・非公開で紛争解決のお手伝いをします。

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

	電話番号		電話番号		電話番号		電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

パートタイム・有期雇用労働法に関する情報は、
厚生労働省ホームページ(同一労働同一賃金特集ページ)へ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



パート・有期労働ポータルサイトでも、
パートタイム・有期雇用労働法について情報を提供しています。
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化

～労働施策総合推進法の改正～

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません。

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

パワハラに関するQ&A

職場とはどこまでを含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

優越的な関係とはどのような関係を指しますか？

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

改正ポイント2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化※されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))
※ セクハラ等を行ってはならないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されます
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます
※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大※されます
※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

施行時期

令和2年6月1日

※パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、
令和4年3月31日までの間は、努力義務となります。中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※改正法は令和元年6月5日に公布。

お問い合わせ先

沖縄労働局 雇用環境・均等室 受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

電話番号：098-868-4380

住所：那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階

○ ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しています。社内の体制整備に是非ご活用ください。 ○ ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。 

厚生労働省 沖縄労働局 雇用環境・均等室

雇用保険被保険者を雇用する事業主のみなさまへ 雇用保険被保険者

令和2年4月1日から、 すべての雇用保険被保険者について 雇用保険料の納付が必要となります

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者※に関する雇用保険料は免除されていました。

令和2年4月1日からは、高年齢労働者※
についても、他の雇用保険被保険者と同様に
雇用保険料の納付が必要となります。

(※) 保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

御不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

令和元年取扱事件の概況について

今回は、令和元年に沖縄県労働委員会に取り扱った事件（不当労働行為の審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん）の概況について、御紹介します。

1 不当労働行為の審査

令和元年に取り扱った不当労働行為事件は4件で、うち3件は次年に繰り越しとなっています。審査の実施状況については、次のとおりです。

令和元年12月31日

No.	事件番号及び事件名	申立事項	申立日	終結状況	調査回数	審問回数	審査の期間の日数
			終結日				
1	平成30年(不)第2号	・懲戒処分取消 ・バックペイ ・謝罪文交付	H30.12.26 —	次年繰越	4回	1回	係属中 次年繰越
2	平成31年(不)第1号	・原職復帰 ・バックペイ ・団体交渉応諾	H31.1.15 H31.4.16	取下げ	2回	—	92日
3	平成31年(不)第2号	・団体交渉応諾 ・原職復帰 ・バックペイ	H31.3.27 —	次年繰越	4回	—	係属中 次年繰越
4	令和元年(不)第3号	・差別的取扱いの禁止 ・謝罪文掲示	R1.10.10 —	次年繰越	1回	—	係属中 次年繰越

※「審査の期間の日数」欄は、申立日（当日含む。）から終結日までの所要日数を記載している。

2 労働争議の調整

令和元年に取り扱った調整（あっせん）事件は3件で、すべて労働者からの申請となっています。

(1)取扱件数

係属件数			終結状況					次年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
0	3	3	1	1	1	0	3	0

(2)調整事項別件数(新規申請分)

団交・協約関係 (組合承認・協約締結、協約効力等)	賃金等 (賃金増額、一時金等)	給与以外の労働条件	経営・人事	その他
0	1	0	0	3

注)申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

3 個別労働関係紛争のあっせん

令和元年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は13件で、すべて労働者からの申請となっています。

(1)取扱件数

係属件数			終結状況					次年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
2	11	13	2	9	1	0	12	1

(2)調整事項別件数(新規申請分)

経営又は人事	賃金等 (賃金増額、一時金等)	労働条件等	職場の人間関係	その他
3	3	0	7	1

注)申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

○●沖縄県労働委員会では、出前講座も開催しております。お気軽にお問合せください。●○

お問い合わせ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)
TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554
ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

《元号表記に係る注釈》

本頁においては、2019年を通じた期間を表す場合は、便宜的に「令和元年」と表記しています。

就業規則は、だれがどのように作成するのですか

相談内容

職場で働く場合に、労働時間や休憩、時間外労働、休日などについて、上司に確認すると上司から「就業規則で確認して」と言われました。また、同僚が休職したいと申し出たときに「わが社は、就業規則に休職制度はないので、役員と相談して」と言われました。

そもそも就業規則は誰が作成するのですか、また就業規則に書いてなければ、何もできないのですか。教えてください。

相談回答

ポイント

- ①労働者が安心して働ける明るい職場づくりのために労働時間や賃金、人事・服務規律などを定めます。常時10人以上の労働者を使用する事業場においては、これを作成または変更する場合に、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません（労基法第89条）
- ②就業規則を作成する際には、絶対的記載事項（法で定めた必ず記載すべき事項）と相対的記載事項（会社で任意に定めた事項）があります。（労基法第89条）
- ③就業規則を作成したら、労働者全員に周知（知らせる）しなければいけません

解説

1. 労働時間や休日、賃金、退職に関する事などは、絶対的記載事項ですので、就業規則を確認することが大切です。
2. 休職に関する事や退職金、懲戒に関する事などは、相対的記載事項ですので、それぞれの会社で定めることができます。自社の就業規則で休職の項目があるか確認して下さい。
3. 常時10人以上の労働者が働いている場合は、就業規則を作成して、労働者全員に周知しなければいけません。周知の方法は色々あります。会社側から説明会を行う、労働者がいつでも見える場所に置いておく、電子媒体等で周知するなどです。

就業規則に記載がなければ、会社の制度が利用できないというものでもありません。例えば、休職の定めがなくても会社の承認により、一定期間の休職を認めることもできます。就業規則は、会社の働き方の原則ですが、その運用はある程度柔軟に行われています。

就業規則を作成し、又は変更する場合の所轄労働基準監督署長への届出については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見書を提出します。

社内で就業規則の学習会を行って会社の服務規律を理解するのも良い機会です。

お問合せ先「沖縄県女性就業・労働相談センター」

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄 県)	完 全 失 業 率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H27=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
平成19年	32,713	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6
21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6
26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	100.0	100.0
28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	100.3	99.9
29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	100.7	100.4
30年	34,426	315,950	15,381	143,732	25	3.4	24,876	29,052	1.17	1,982	101.9	101.3
30年12月	34,509	321,853	15,806	146,107	19	2.6	25,095	30,216	1.20	1,434	102.3	101.5
平成31年1月	34,299	325,879	16,000	138,809	19	2.6	25,105	30,772	1.23	1,427	102.3	101.5
2月	34,217	324,090	16,023	142,114	16	2.1	25,253	30,554	1.21	2,122	102.0	101.5
3月	34,071	320,061	15,858	138,856	23	3.1	25,444	30,097	1.18	3,314	102.3	101.5
4月	34,832	330,176	15,717	138,403	18	2.5	25,105	29,515	1.18	2,435	102.2	101.8
令和元年5月	34,911	330,892	15,786	140,690	20	2.7	25,922	30,630	1.18	2,121	102.3	101.8
6月	34,935	330,179	15,928	138,996	22	3.0	25,848	30,583	1.18	1,930	102.1	101.6
7月	34,964	326,908	16,036	142,656	21	2.8	25,692	30,497	1.19	1,794	102.3	101.6
8月	34,935	321,865	16,044	147,718	22	2.9	25,313	30,592	1.21	1,593	102.4	101.8
9月	34,983	324,275	16,087	147,258	24	3.2	25,633	30,394	1.19	1,610	102.6	101.9
10月	35,058	326,130	16,110	147,469	21	2.8	25,616	30,736	1.20	1,716	102.3	102.2
11月	35,022	326,893	16,272	150,869	19	2.5	25,814	30,952	1.20	1,507	102.2	102.3
資料 出 所	県 統 計 課					沖 縄 労 働 局				県統計課		

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
							円	円	円	円	円	円
平成19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年	148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年	148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年	147.4	146.2	134.9	138.0	12.5	8.2	372,164	272,026	295,945	233,588	76,219	38,438
30年12月	146.0	143.4	133.2	135.2	12.8	8.2	690,337	451,028	297,599	234,727	392,738	216,301
平成31年1月	136.6	141.6	124.5	131.4	12.1	10.2	304,729	237,338	291,892	234,552	12,837	2,786
2月	142.1	140.8	129.6	131.4	12.5	9.4	296,304	235,077	292,809	232,178	3,495	2,899
3月	144.1	144.0	131.3	134.3	12.8	9.7	318,496	243,279	295,281	234,660	23,215	8,619
4月	148.7	147.9	135.6	138.0	13.1	9.9	311,069	243,870	299,489	240,682	11,580	3,188
令和元年5月	141.4	144.5	129.0	133.9	12.4	10.6	311,733	243,783	294,772	237,777	16,961	6,006
6月	147.4	146.1	135.1	136.2	12.3	9.9	558,795	389,668	297,628	239,233	261,167	150,435
7月	150.1	150.4	137.8	140.9	12.3	9.5	425,502	318,005	296,427	240,235	129,075	77,770
8月	141.6	140.2	130.0	130.9	11.6	9.3	306,687	247,205	295,936	237,236	10,751	9,969
9月	142.5	140.5	130.3	131.0	12.2	9.5	305,025	236,237	295,976	233,671	9,049	2,566
10月	146.5	144.8	133.9	134.8	12.6	10.0	305,768	237,046	298,384	236,299	7,384	747
11月	147.5	144.5	134.9	134.2	12.6	10.3	323,586	242,119	297,698	233,631	25,888	8,488
資料 出 所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。